

令和 8 年度

市営住宅入居申込案内書

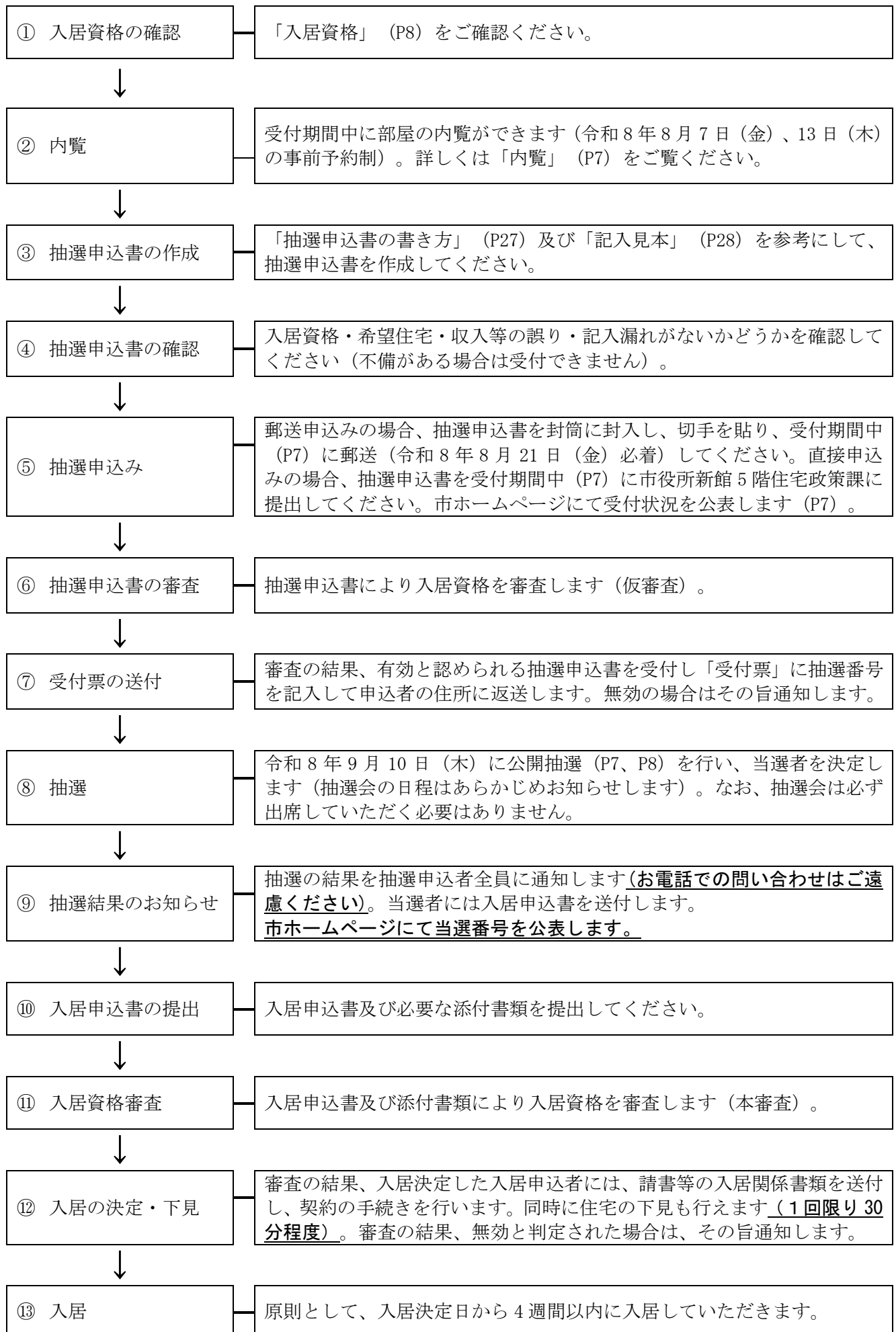
(令和 8 年 8 月抽選募集)

注意
事項

- (1) 申込後は、記載事項の変更は認められません。
- (2) 次のような場合は失格となります。
 - ア 申込書の記載に漏れ、誤り、虚偽があった場合
 - イ 2通以上申込書を提出した場合
 - ウ 入居資格に該当しない場合
 - エ 入居手続きに必要な書類が取り揃えられない場合
 - オ 不正行為があった場合
 - カ 申込書が受付期間を超えて到達した場合

【お問合せ】 加古川市 住宅政策課
電話(079)427-9254

申込みから入居まで



市営住宅抽選募集一覧表

	住宅名	所在地	構造	号棟	部屋番号	階数	間取り	申込要件	専用面積 (㎡)	建設年度(年)	ガスの種類	エレベーター	駐車場	トイレ	小学校区	中学校区
一 般 募 集	東神吉	東神吉町天下原329番地	簡易耐火 2階建 メゾネットタイプ	67-1-4	19	-	5DK	単身可	85.48	S42	プロパンガス	無し	無し	水洗	東神吉	神吉
				68-2-8	45	-	2DK		39.5	S43						
	土山	平岡町土山421番地の25	鉄筋 コンクリート 中層耐火 3階建	4	301	3階	3LDK	単身不可	65.9 Mタイプ	H10	都市ガス	無し	有料(月額5千円)	水洗	平岡東	平岡
	尾上林	尾上町長田517番地の3	鉄筋 コンクリート 中層耐火 5階建	4	105	1階	2DK	単身可 車椅子 常用者 限定 ※1	64.4	H15	オール電化	有り	有料(月額5千円)	水洗	尾上	浜の宮

※1 車椅子常用者限定住宅には申込要件があります。(P9参照)

市営住宅抽選募集一覧表

	住宅名	所在地	構造	号棟	部屋番号	階数	間取り	申込要件	専用面積 (㎡)	建設年度(年)	ガスの種類	エレベーター	駐車場	トイレ	小学校区	中学校区		
一般募集	南備後	加古川町南備後176番地の2	鉄筋 コンクリート 中層耐火 5階建	1	102	1階	3DK	单身可 高齢者 等限定 ※1	45.21	S50	プロパンガス	無し	有料(月額5千円)※2	水洗	鳩里	加古川		
					103													
					202	2階											3階	单身可
					302													
					303													
					304													
					402	4階												
					403													
					404													
					501	5階												
					503													
					504													

※1 高齢者等限定住宅には申込要件があります。(P9参照)

※2 駐車場の台数には限りがあります。使用の許可は入居申込書提出の先着順となります。

市営住宅抽選募集一覧表

	住宅名	所在地	構造	号棟	部屋番号	階数	間取り	申込要件	専用面積 (㎡)	建設年度(年)	ガスの種類	エレベーター	駐車場	トイレ	小学校区	中学校区
一般募集	南備後	加古川町南備後176番地の2	鉄筋 コンクリート 中層耐火 5階建	2	201	2階	3DK	単身可 高齢者等 限定※1	45.21	S51	プロパンガス	無し	有料(月額5千円)※2	水洗	鳩里	加古川
					401	4階		単身可								
					402											
					403											
					501	5階										
					502											
					503											
					504											

※1 高齢者等限定住宅には申込要件があります。(P9参照)

※2 駐車場の台数には限りがあります。使用の許可は入居申込書提出の先着順となります。

市営住宅の収入区分別入居家賃一覧表

住宅名	部屋番号	令和8年度収入階層別家賃（円）					
		裁量世帯					
		一般世帯				(5)	(6)
		階層	(1)	(2)	(3)	(4)	
		月政 収令	0 }	104,001 }	123,001 }	139,001 }	158,001 }
			104,000	123,000	139,000	158,000	186,000
東神吉	67-1-4-19		21,300	24,600	28,100	31,700	32,500
	68-2-8-45		9,400	10,800	12,400	14,000	16,400
土山	4-301 (Mタイプ)		25,200	29,100	33,300	37,600	42,900
尾上林	4-105 (車椅子対応)		26,500	30,600	35,000	39,400	45,100
南備後	1号棟 (102、103、 202、302、303、 304、402、403、 404、501、503、 504)号室		12,200	14,100	16,100	18,200	20,800
	2号棟 (201、401、 402、403、501、 502、503、504) 号室		12,400	14,300	16,400	18,500	21,100

※各住宅の階層別家賃の額は、国による家賃算定基準額の改正や、住宅の建築後の経過年数などによって、毎年度変わります。

※駐車場は有料月額5,000円（希望者のみ）

※政令月収額80,000円以下の世帯で、一定の要件に該当する方は、収入に応じた家賃の減免制度が適用になる場合があります。詳細については、住宅政策課までお問い合わせください。

令和 8 年度市営住宅入居者募集について (令和 8 年 8 月抽選募集)

裁量世帯（以下の①～⑩の世帯）は募集の抽選時に優先的に選考されます

世帯区分	該当要件
①高齢者世帯	申込者本人が 60 歳以上である世帯（同居者がある場合は、そのいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の方であるときに限る）（年齢は募集期間末日現在の満年齢）
②障がい者世帯	入居する方の中に次の①から③に該当する方がいる世帯 ① 身体障害者手帳 1 ～ 4 級の方 ② 精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 3 級の方 ③ ②の精神障害の程度に相当する程度の知的障がいのある方
③戦傷病者世帯	入居する方の中に戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症の方がいる世帯
④被爆者世帯	入居する方の中に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
⑤生活保護世帯	生活保護を受けている世帯
⑥中国残留邦人等世帯	入居する方の中に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項に規定する支援給付等を受けている方がいる世帯
⑦引揚者世帯	入居する方の中に海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引揚げた日から 5 年未満の方がいる世帯
⑧ハンセン病療養所入居者等世帯	入居する方の中にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
⑨DV 被害者世帯	入居する方の中に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方がいる世帯 ①同法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護、同法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方 ②配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方
⑩中学校卒業までの同居者がいる世帯	同居者に 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある方がいる世帯

1 市営住宅の入居者募集について

市営住宅の募集は、抽選による「抽選募集」と、受付順による「常時募集」があります。
今回の募集は、「抽選募集」です。

2 申込方法

申込書を同封の封筒に入れ、市役所住宅政策課まで郵送で申し込んでください。

※直接、市役所にご持参されても受付できます（受付時間は午前8時30分から12時00分まで、午後1時00分から5時15分まで（土日・祝日除く））。

※複数の住戸を申し込むことができます。詳しくは、「抽選申込書の書き方」（P27）をご確認ください。

3 受付期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月21日（金）まで

※郵送の場合は令和8年8月21日（金）までに必着のこと。

※市ホームページにて受付状況を公表します。

受付状況公表日 令和8年8月10日（月）、18日（火）

受付結果公表日 令和8年8月25日（火）

4 内覧

令和8年8月7日（金）、令和8年8月13日（木）の午前9時30分～午前11時30分に内覧ができます。（午前11時30分にご退場いただきます。）

事前予約制となりますので、希望者は住宅政策課まで電話で申し込んでください。

電話：079-427-9254（直通）

部屋の状態確認について

市営住宅は、建築後の年数の経過により損耗しているものが多くあります。

募集している住宅は、前入居者が退去したあと、生活を営まれるうえで支障をきたす部分についてのみ修繕を行っており、部屋ごとに美観や修繕の内容も異なりますので、あらかじめご了承ください。

このため、部屋の状態が気になる方については、申込み前に内覧を行っていただくようお願いいたします。

なお、当選者は契約までの間にも内覧できますが、申込み前に内覧していただくことを推奨しています。

※申込書及び内覧予約の受付時間について

申込書の受付や内覧の予約受付は、土日・祝日を除く、午前8時30分から12時00分まで、午後1時00分から5時15分までの時間で行います。

5 抽選

同一住戸に申込者が複数ある場合は、同一希望順位順に公開抽選により抽選し、当選者を決定します。

◎ 日 時 令和8年9月10日（木） 午後2時00分

◎ 場 所 加古川市役所 新館7階 建設部・都市計画部会議室

※抽選会の日時及び場所並びに「抽選番号」を記載した受付票を8月下旬に発送します。

◎ 抽選方法

くじによる抽選で当選者を決定します。

※高齢者世帯や障がい者世帯などの裁量世帯を優先的に選考します。

例1：申込者A（裁量世帯）、申込者B（裁量世帯以外）の場合。

⇒ Aが当選。Bは落選となり次順位の希望住宅にて選考。

例2：申込者A（裁量世帯）、申込者B（裁量世帯）、申込者C（裁量世帯以外）の場合。

⇒ AとBで抽選。Cは落選となり次順位の希望住宅にて選考。

6 入居予定

令和8年11月下旬～12月下旬

※入居決定後4週間以内に入居していただきます。

7 入居資格

抽選申込みにあたっては、入居資格審査までに次のすべての入居資格を備えていることを要します。

- ① 現在、加古川市内に住所又は勤務先がある方
- ② 入居者が常時の介護を必要とする場合は、居宅での介護等を受けられる状況にあるか、または同居者がいること（単身の方で介護が必要な方はご相談ください）
- ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が、国で定める公営住宅の入居資格収入基準（P20～P23）の範囲内であること
- ④ 現在、住宅に困っている方（持家がある場合や自己の責めにより住宅の立ち退きを求められている場合及び家賃等を滞納している場合は、入居できません）
- ⑤ 入居申込者及び現に同居し、または同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

車椅子常用者限定住宅の申込要件

下記①の条件を満たしており、かつ、車椅子の常用者が②又は③の資格を有する者。

①車椅子を自力で常用している者がいる世帯（単身世帯可）

②身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けており、その等級が１級から４級までの者

③戦傷病者特別援護法第２条第１項に規定する戦傷病者手帳の交付を受けており、その障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで又は同法別表第１号表ノ３の第１款症の者

※入居後、車椅子常用者が転出などで不在となった場合は、速やかに同じ棟内、同じ住宅内又は他の市営住宅に住替えていただきます。

高齢者等限定住宅の申込要件

下記①～②のいずれかの条件を満たす者。

①高齢者（60歳以上）

②階段の昇降が困難な状態である者

なお、階段の昇降が困難な状態である者については下記のとおり

ア 身体障害者福祉法施行規則第５条別表第５号に規定する下肢に係る肢体不自由の級別が１級、２級又は３級の者

イ アに該当しない者のうち医師の診断書により階段の昇降が著しく困難な状態であることが確認できる者

ウ ア、イのいずれにも該当しない者のうち、医師の診断書により階段の昇降が困難な状態であることから低層階への入居が望ましいことが確認できる者

注意事項

(1) 市営住宅に入居しようとする方は、次のことを必ず守ってください。

- ① 団地内で円満な共同生活を行うこと
- ② 収入申告をすること
- ③ 現在飼養しているペット類は、入居までに引取り先をみつけること
- ④ 指定された期限までに家賃を支払うこと
- ⑤ 友人等の寄合世帯の方や、同一生計ではない親族を呼んで同居したり、家族を不自然に合体・分割しないこと

(2) 次に該当する場合において、入居者との連絡が困難な場合に限り、緊急連絡を行うための緊急連絡先の届出が必要です。緊急連絡先は原則 2 人かつ市内居住者とし、うち 1 人は 3 親等内の親族としてください。

- ① 加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例第 37 条第 1 項各号に規定する事由が生じたとき

【例】

- ・ 正当な理由がなく、15 日以上市営住宅を使用しないとき
 - ・ 家賃を 3 か月以上滞納したとき
- ② 入居者の生命や財産に著しく影響を及ぼす事由が生じたとき
 - ③ その他市営住宅の適正な管理及び入居者の安定した住生活の提供に必要な事由が生じたとき

(3) 駐車場のない住宅については、各自で駐車場を確保していただく必要があります。

(4) 原則として、入居決定日から 4 週間以内に入居していただきます。

(5) 事実上婚姻関係にある方、婚約中で入居日までに結婚する方、加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出者の方は入居できますが、友人等の寄合世帯や同一生計ではない親族を呼んで同居したり、家族を不自然に合体、分割した世帯は入居できません。

(6) 生活保護を受けている場合は、担当のケースワーカーに相談したうえで申込をしてください。

加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

「パートナーシップ」の関係にあるお二人からの届出やお二人のほかに近親者も含めた「ファミリーシップ」の関係にある方からの届出を、市が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度です。

パートナーシップ

一方又は双方がLGBTQ+であって、お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約束したお二人の関係

ファミリーシップ

パートナーシップにあるお二人のほか、いずれかの子や親などの近親者も含め、家族として、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係

詳しくは

加古川市 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度



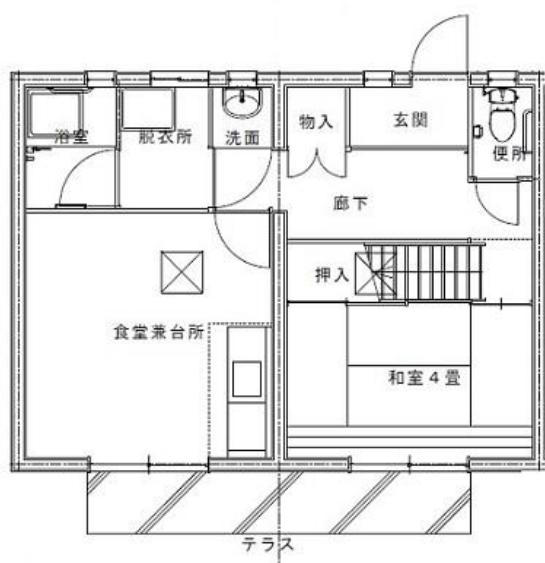
で検索

QRコードからの検索はこちら ⇒



市営東神吉住宅

所在地：東神吉町天下原 329 番地



1 階



2 階

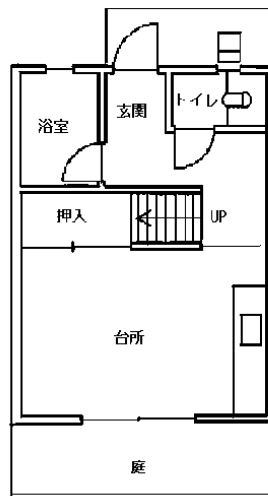
単身入居 可

低層棟

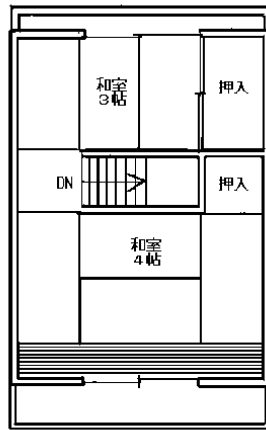
67-1-4-19

※間取り図は参考です。部屋によっては反転している場合があります。

内覧でご確認ください。



1 階



2 階

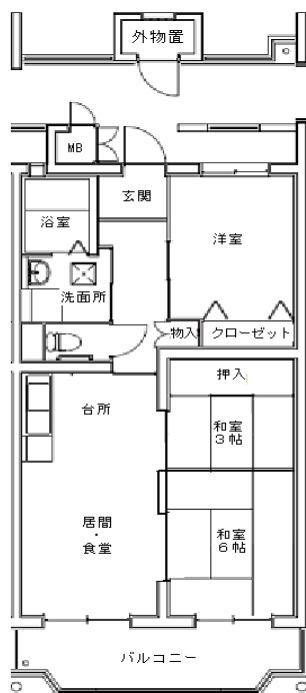
単身入居 可

低層棟
68-2-8-45

※間取り図は参考です。部屋によっては反転している場合があります。
内覧でご確認ください。

市営土山住宅

所在地：加古川市平岡町土山 421 番地の 25



Mタイプ

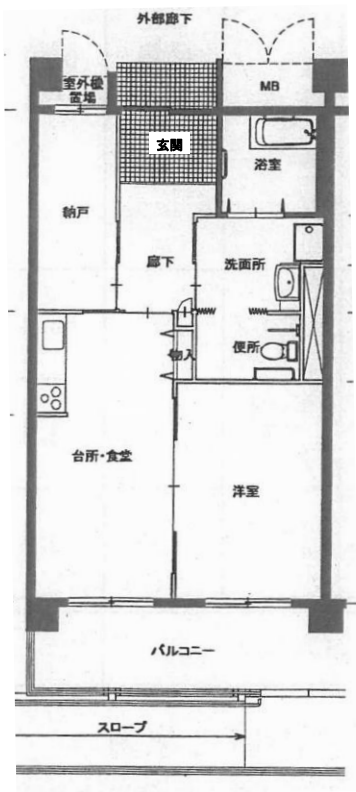
単身入居 不可

4-301

※間取り図は参考です。部屋によっては反転している場合があります。
内覧でご確認ください。

市營尾上林住宅

所在地：尾上町長田 517 番地の 3 (4・5 号棟)



單身入居 可

4 - 1 0 5

車椅子常用者限定住宅

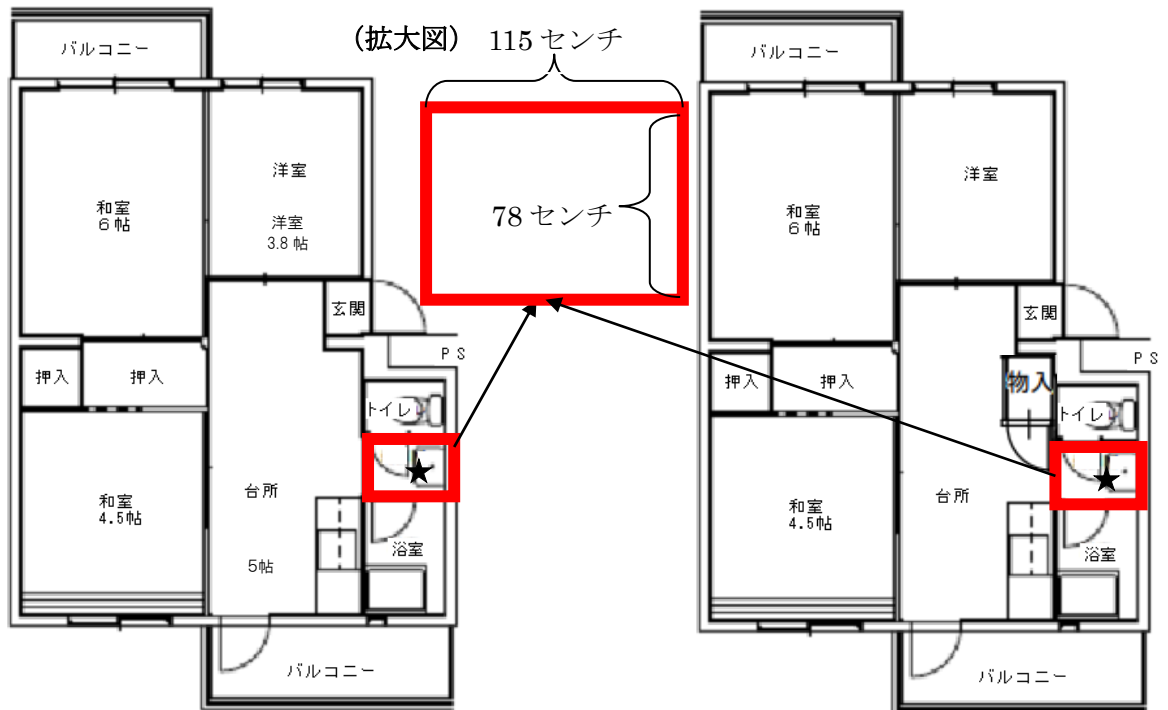
※P9「車椅子常用者限定住宅の申込要件」をご確認ください。

※間取り図は参考です。部屋によっては反転している場合があります。

内覧でご確認ください。

市営南備後住宅

所在地：加古川市加古川町南備後 176 番地の 2



1 号棟

102、103、202、302、303、304、
402、403、404、501、503、504

単身入居 可

2 号棟

201、401、402、403、501、
502、503、504

<注意事項>

★洗濯機のサイズ、形状によっては、トイレの出入りに影響が出る（トイレのドアの開閉に干渉する）可能性があるため、確認の上、設置してください。また、洗濯機置場兼脱衣所の寸法については、部屋ごとに異なる可能性がありますので、実際にご確認ください。【参考】洗濯機置場兼脱衣所（幅 78cm、奥行き 115 cm）

※間取り図は参考です。部屋によっては左右反転している場合があります。内覧でご確認ください。

入居審査(当選された方)

《入居に際しての注意事項》

抽選申込み時点では必要ありませんが、当選し、入居申込書を提出していただく際に以下の書類を提出していただきます。

1 入居資格審査に必要な書類

- ① 加古川市営住宅入居者収入申告書
- ② 地方税関係情報の取得に関する同意書
- ③ 所得（給与・公的年金）の最新の源泉徴収票
- ④ 給与支払証明書（給与所得の方、勤務先で証明）
- ⑤ 最新の所得税確定申告書の写し（確定申告をされた方）
- ⑥ 事業収入申告書（事業所得の方、本人が申告）
- ⑦ 退職予定誓約書（退職予定の方）
- ⑧ 退職証明書（退職された方、前勤務先で証明）
- ⑨ 雇用保険資格者証（雇用保険を受給中の方）
- ⑩ 無職申立書（無職の方）
- ⑪ 婚約・内縁誓約書
- ⑫ 療育手帳の写し（手帳をお持ちの方）
- ⑬ 家賃完納証明書（賃貸住宅にお住みの方）
- ⑭ 市営住宅への単身入居資格認定のための申立書（単身で入居される方）
- ⑮ パートナースhip・ファミリーシッp届出受理証明書
（パートナースhip・ファミリーシッp届出者）
- ⑯ 車椅子対応住宅入居誓約書（車椅子対応住宅に申し込まれる方）
- ⑰ その他（年金年間支給総額通知書の写し、児童扶養手当受給者証、罹災証明書等の書類を提出していただくことがあります）

2 契約に必要なもの

- ① 請書
- ② 緊急連絡先届出書
- ③ その他、入居者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど官公署が発行した顔写真付きの身分証明書）、入居者全員の写真（官公署が発行した顔写真付きの身分証明書の写しを提出する場合は不要）、口座振替依頼書等が必要となります。

3 家賃・敷金等について

- ① 家賃は、入居者の政令月収に応じて、入居審査により算出し決定します。(P5)
なお、家賃は、入居後も政令月収に応じて毎年度見直すことになります。
- ② 入居手続きの際に、**敷金として家賃の3か月分を一括納入**していただきます。(分割不可)
※入居当月分の家賃については、入居手続きの際に納付書をお渡ししますので、期限(入居月の月末)までに納入してください。

(敷金の例)

家賃が 28,000 円の場合

$$28,000 \text{ 円} \times 3 \text{ か月} = 84,000 \text{ 円}$$

4 緊急連絡先について

緊急連絡先は原則 2 人かつ市内居住者とし、うち 1 人は 3 親等内の親族になります。
緊急連絡先は連帯保証人とは異なり、入居者の債務を連帯して負うものではありません。

5 駐車場について

有料駐車場設置住宅	使用料
土山住宅、尾上林住宅、南備後住宅	月額 5,000 円

- ※ 入居手続きの際に、保証金として 15,000 円を一括納入していただきます。
(分割不可)
- ※ 原則、1 世帯につき 1 台限りとなります。(南備後住宅の駐車場の台数には限りがあります。使用の許可は入居申込書提出の先着順となります。詳細は「抽選結果のお知らせ」時にお知らせします。)
- ※ 駐車場の空き状況により 2 台目駐車場の募集を行う場合があります。
(募集する際は、別途ご案内します。)
- ※ 駐車場がない住宅については、各自で駐車場を確保していただく必要があります。

6 その他

- ① 住宅では、ペット類の飼育を禁止しています。
- ② 入居後、家賃のほかに共同施設の利用経費(一般共益費)が必要です。
詳しくは入居決定後、住宅管理人等へおたずねください。
- ③ 市営住宅は、建築後の年数の経過により損耗しているものが多くあります。募集している住宅は、前入居者が退去したあと、生活を営まれるうえで支障をきたす部分についてのみ修繕を行い、今回の当選者に入居していただきます。このため、部屋ごとに美観や修繕の内容も異なります。また、近隣の同タイプの住宅に比べ、若干の仕様の違いが生じている場合があります。

- ④ 原則として、入居決定の日から4週間以内に入居してください。正当な理由なしにこの期間に入居されない場合は、辞退されたものとみなして入居を取り消す場合があります。
- ⑤ 入居審査の結果、申込書記載事項が事実と相違したり、住宅に困窮していなかったり、所得が基準に合わないことが判明した場合には、入居資格がないものとして処理します。

入居資格収入基準

政令月収の計算方法は、公営住宅法に基づいて行います。

あなたの政令月収が、入居資格収入基準の範囲内であるかどうか確認してください。

1 政令月収の計算方法

$$\text{政令月収} = \frac{\text{総所得金額の合計} - \text{扶養控除額} - \text{特別控除額} - \text{所得控除額}}{12}$$

※政令月収とは、入居しようとする方全員の総所得金額の合計額から扶養控除額などを差し引いた後の額を12ヵ月で割った額です。

※控除については、「控除の説明」（P25）を参照してください。

2 政令月収

政令月収が158,000円以下世帯の方が、市営住宅に申込みができます。

ただし、次のいずれかにあてはまる世帯は、政令月収が214,000円以下であれば申込みができます。

① 高齢者世帯

入居者が満60歳以上の方で、同居者のいずれもが満60歳以上の方もしくは18歳未満の方からなる世帯

② 障がい者世帯（申込者本人もしくは同居する親族が次のいずれかに該当する世帯）

(ア) 身体障害がある方

障害の程度が1級から4級までの方

(イ) 精神障害がある方及び知的障害がある方

障害の程度が1級から3級までの方もしくは同程度の知的障害がある方

(ウ) 戦傷病者

戦傷病者特別援護法による障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法第1号表の3の第1款症である方

(エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方

③ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方

④ ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

⑤ 同居者に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がいる世帯

※ 市営住宅入居後、政令月収が158,000円を超えたまま裁量世帯でなくなった場合（同居者が15歳に達する日以後の最初の4月1日を迎えた場合など）、収入超過者となり家賃が高額になります。また、市営住宅を明け渡していただくこともあります。

3 総所得金額の計算方法

収入の種類ごとに所得金額を計算します。

- (1) 給与所得金額<給与賃金（正社員・パート・アルバイト）など>
年間の給与収入金額の合計をP24の表に当てはめて計算してください。
 - (2) 事業所得金額 <商工業経営者、大工等で自営の方など>
収入金額から必要経費を除いた金額が事業所得金額になります。
※大工、左官、建築手伝い、日雇等の方は仕事の内容により事業所得となる場合がありますので、確定申告書や所得証明書などで所得金額を確認してください。
 - (3) 年金所得金額（雑所得金額） <年金、恩給など>
公的年金の年間総支給額をP24の表に当てはめて計算してください。
 - (4) その他の所得
不動産所得、配当所得などがあります。
収入金額から必要経費を除いた金額が所得金額となります。
※確定申告書や所得証明書などで所得金額を確認してください。
- (1)～(4)を合計したものが「総所得金額」となります。
入居される方全員の総所得金額の合計で政令月収は計算します。

★非課税所得

遺族年金・障害年金・雇用保険金・仕送り・労災保険金・休業補償等は、非課税所得であり、政令月収の所得計算には含めません。

4 扶養控除とは

扶養控除とは、扶養親族の人数に応じて控除するものです。

ここでの扶養親族とは、税法上の扶養親族だけでなく、市営住宅に同居されるすべての親族を含みます。

控除額等の詳細はP25を参照してください。

5 所得者が1人の場合

- (1) 次の分類により「入居資格収入基準早見表」（P26）で確認してください。

①給与所得者で給与収入金額による場合	入居資格収入基準早見表 1
②給与所得者で所得証明書の所得金額による場合 事業所得者など所得金額による場合	入居資格収入基準早見表 2
③年金所得者で公的年金等収入金額による場合	入居資格収入基準早見表 3
④単身世帯の場合	入居資格収入基準早見表 4

- (2) 就職・開業が3ヵ月以上1年未満のときは、給与収入又は所得金額の年間推定金額を次の式で計算してください。

1 勤続1年未満の方の年間給与収入金額の推定方法

$\frac{\text{収入(就職した翌月から申込月の前月まで)}}{\text{働いた月数(就職した翌月から申込月の前月まで)}} \times 12 \text{ ヶ月} + \text{夏期・冬期等のボーナス}$ (ボーナス実績のない場合は支給推定額)

2 事業継続1年未満の方の年間事業所得金額の推定方法

$\frac{\text{収入(事業を開始した翌月から申込月の前月まで)} - \text{必要経費}}{\text{働いた月数(事業を開始した翌月から申込月の前月まで)}} \times 12 \text{ ヶ月}$

6 収入のある方が2人以上いる場合

(1) 入居申込者本人以外の親族又は婚約者等で収入がある場合

- ① 給与収入の場合は、「給与収入金額から給与所得金額を計算する方法」(P24)で給与収入がある方ごとに給与所得金額を求め、それらを合算してから「入居資格収入基準早見表」(P26)で確認してください。
 - ② 事業所得者は所得金額を合算して「入居資格収入基準早見表」(P26)で確認してください。
 - ③ 給与所得者と事業所得者がいる場合、給与所得者の給与所得金額を求めた後に、事業所得者の所得額を合算して「入居資格収入基準早見表」(P26)で確認してください。
- ※ただし、市が定める入居予定日までに退職される場合は申込書に『退職予定』と記入してください。この場合、収入とみなさないことがあります。

7 特別控除とは

扶養親族の年齢や障害等級などの一定の要件に該当する場合に控除されます。

特別控除の内容については、P25の「控除の説明」を参照してください。

また、P26「入居資格収入基準早見表」は特別控除を控除した後の金額で当てはめてください。

政令月収の計算例

(1) 世帯構成及び収入

夫	名義人	46才	会社員	4,530,000円(給与収入額)
妻		43才	会社員	1,020,000円(給与収入額)
子		17才	高校生	
子		12才	小学生	
子		10才	小学生	

世帯の年間所得金額を計算する。

$$\begin{aligned}
 &\bullet \text{ 夫の分} \quad 4,530,000 \text{円} \div 4,000 = 1,132.5 \longrightarrow 1,132 \text{ (小数点以下切捨)} \\
 &\quad 1,132 \times 4,000 = 4,528,000 \text{円} \\
 &\quad 4,528,000 \text{円} \times 0.8 - 440,000 \text{円} = 3,182,400 \text{円} \\
 &\bullet \text{ 妻の分} \quad 1,020,000 \text{円} - 650,000 \text{円} = 370,000 \text{円} \\
 &\quad \text{合計 } 3,552,400 \text{円}
 \end{aligned}$$

① 控除を計算する。

$$\begin{aligned}
 &\bullet \text{ 同居親族控除} \quad 380,000 \text{円} \times 4 \text{人} = 1,520,000 \text{円} \\
 &\bullet \text{ 特定扶養親族控除} \quad 250,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 250,000 \text{円} \\
 &\bullet \text{ 給与所得者控除} \quad 100,000 \text{円} \times 2 \text{人} = 200,000 \text{円} \\
 &\quad \text{合計 } 1,970,000 \text{円}
 \end{aligned}$$

② 政令月収を計算する。

$$(3,552,400 \text{円} - 1,970,000 \text{円}) \div 12 \text{ヵ月} = 131,800 \text{円} \text{ 政令月収}$$

(2) 世帯構成及び収入

夫	名義人	50才	自営業	1,000,000円(年間総所得額)
妻		48才	会社員	2,802,000円(給与収入額)
子		22才	大学生	
子		15才	中学生	(身体障害者手帳3級の障がい者)

① 世帯の年間所得金額を計算する。

$$\begin{aligned}
 &\bullet \text{ 夫の分} \quad (\text{事業所得のためそのまゝの額}) \quad 1,000,000 \text{円} \\
 &\bullet \text{ 妻の分} \quad 2,802,000 \text{円} \div 4,000 = 700.5 \longrightarrow 700 \text{ (小数点以下切捨)} \\
 &\quad 700 \times 4,000 = 2,800,000 \text{円} \\
 &\quad 2,800,000 \text{円} \times 0.7 - 80,000 \text{円} = 1,880,000 \text{円} \\
 &\quad \text{合計 } 2,880,000 \text{円}
 \end{aligned}$$

② 控除を計算する。

$$\begin{aligned}
 &\bullet \text{ 同居親族控除} \quad 380,000 \text{円} \times 3 \text{人} = 1,140,000 \text{円} \\
 &\bullet \text{ 特定扶養親族控除} \quad 250,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 250,000 \text{円} \\
 &\bullet \text{ 障害者控除} \quad 270,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 270,000 \text{円} \\
 &\bullet \text{ 給与所得者控除} \quad 100,000 \text{円} \times 1 \text{人} = 100,000 \text{円} \\
 &\quad \text{合計 } 1,760,000 \text{円}
 \end{aligned}$$

③ 政令月収を計算する。

$$(2,880,000 \text{円} - 1,760,000 \text{円}) \div 12 \text{ヵ月} = 93,333 \text{円} \text{ 政令月収}$$

<給与所得者の年間総収入額から給与所得控除後の金額を計算する方法>

次の表の支払金額（1年間に受け取った給与・ボーナスの税込の合計額）の区分により計算してください。

給与所得計算表

給与収入金額		給与所得金額の算出方法
651,000 円未満		給与所得金額 「 0 」 円
651,000 円以上 ～ 1,900,000 円未満		給与収入金額－650,000円=給与所得金額
1,900,000 円以上 ～ 3,600,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 $\frac{\text{給与収入金額}}{4,000} = \text{小数点以下を切り捨てる。}$ ↓ $\boxed{} \times 4,000 = \text{端数整理後の給与収入金額}$	端数整理後の給与収入金額 × 0.7-80,000円=給与所得金額
3,600,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満	↓ $\boxed{} \times 4,000 = \text{端数整理後の給与収入金額}$	端数整理後の給与収入金額 × 0.8-440,000円=給与所得金額
6,600,000 円以上 ～ 8,500,000 円未満		給与収入金額×0.9-1,100,000円=給与所得金額

<公的年金等収入金額から公的年金等控除後の金額を計算する方法>

次の表の支払金額（1年間に受け取った年金の税込の合計額）の区分により計算してください。

年金所得計算表

年齢	年金収入金額	年金所得金額の算出方法
満65才未満	600,000 円以下	年金所得金額 「 0 」 円
	600,001 円以上 ～ 1,300,000 円未満	年金収入金額－ 600,000 円 =年金所得金額
	1,300,000 円以上 ～ 4,100,000 円未満	年金収入金額× 0.75 － 275,000 円＝ 年金所得金額
	4,100,000 円以上 ～ 7,700,000 円未満	年金収入金額× 0.85 － 685,000 円＝ 年金所得金額
	7,700,000 円以上 ～ 10,000,000 円未満	年金収入金額× 0.95 － 1,455,000 円＝ 年金所得金額
満65才以上	1,100,000 円以下	年金所得金額 「 0 」 円
	1,100,001 円以上 ～ 3,300,000 円未満	年金収入金額－ 1,100,000 円 =年金所得金額
	3,300,000 円以上 ～ 4,100,000 円未満	年金収入金額× 0.75 － 275,000 円＝ 年金所得金額
	4,100,000 円以上 ～ 7,700,000 円未満	年金収入金額× 0.85 － 685,000 円＝ 年金所得金額
	7,700,000 円以上 ～ 10,000,000 円未満	年金収入金額× 0.95 － 1,455,000 円＝ 年金所得金額

〔 控 除 の 説 明 〕

(注) 各控除の適用については、公営住宅法等の定めによります

控除名		控除対象者の範囲	控除額	
1	同居親族	申込本人以外の入居家族	380,000円	
2	同居していない扶養親族	現在別居しているが、所得税法上扶養親族である方 (単に仕送りをしているだけでは扶養親族になっていない場合が多いので注意してください)	380,000円	
特別控除対象者	3	特定扶養親族	満16才以上23才未満の扶養親族	250,000円
	4	老人扶養親族・配偶者	満70才以上の扶養親族	100,000円
	5	障がい者	(1) 重度障がい者 (申込本人又は配偶者・扶養親族) ① 身体障害者手帳1級又は2級の障がい者 ② 療育手帳「A」判定所持者 ③ 重度の精神障がい者	400,000円
			(2) 障がい者 (申込本人又は配偶者・扶養親族) 上記(1)重度障がい者 以外の障がい者等	270,000円
	6	ひとり親	申込者本人又は同居親族が、合計所得金額500万円以下で、婚姻をしていない(未婚、離婚、死別、生死不明)で、生計を一にする子(総所得金額等が58万円以下)を扶養している方 ※事実婚は除く	350,000円 所得金額が35万円未満の時は当該所得金額
	7	寡婦	申込者本人又は同居親族で合計所得金額が500万円以下で次の①又は②に該当し、「6ひとり親」に該当しない方 ①夫と離婚し、扶養親族を有する方 ②夫と死別または夫が生死不明な方	270,000円 所得金額が27万円未満の時は当該所得金額
8	給与所得者または公的年金等所得者	申込者本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	100,000円 所得金額が10万円未満の時は当該所得金額	

入居資格収入基準早見表

単位：円

収入・所得・世帯の区分に応じて収入基準が確認できます。

1 給与所得者の年間総収入金額（税控除前金額）

入居者の中で所得者が1人の場合の年間総収入金額（税控除前金額）（入居者の中に特別控除対象者がいる場合を除く。）

区分	入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込み本人を含む。）						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
一般世帯	2,967,999 ～ 0	3,511,999 ～ 0	3,995,999 ～ 0	4,471,999 ～ 0	4,947,999 ～ 0	5,423,999 ～ 0	5,895,999 ～ 0
裁量世帯	3,887,999 ～ 0	4,363,999 ～ 0	4,835,999 ～ 0	5,311,999 ～ 0	5,787,999 ～ 0	6,263,999 ～ 0	6,720,001 ～ 0

2 給与所得者又は事業所得者の年間総所得金額（税控除後金額）

入居者全員の所得を合算した金額（入居者の中に特別控除対象者がいる場合を除く。）

区分	入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込み本人を含む。）						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人
一般世帯	1,896,000 ～ 0	2,276,000 ～ 0	2,656,000 ～ 0	3,036,000 ～ 0	3,416,000 ～ 0	3,796,000 ～ 0	4,176,000 ～ 0
裁量世帯	2,568,000 ～ 0	2,948,000 ～ 0	3,328,000 ～ 0	3,708,000 ～ 0	4,088,000 ～ 0	4,468,000 ～ 0	4,848,000 ～ 0

3 年金所得者の年間総収入金額（公的年金等収入金額）

入居者の中で年金所得者が1人の場合の年金の年間総収入金額（入居者の中に特別控除対象者がいる場合を除く。）

区分	入居家族数及び入居しない扶養親族数（申込み本人を含む。）			
	1人	2人	3人	4人
一般世帯	3,028,001 ～ 0	3,534,667 ～ 0	4,041,334 ～ 0	4,495,295 ～ 0
裁量世帯	3,924,001 ～ 0	4,391,765 ～ 0	4,838,824 ～ 0	5,285,883 ～ 0

4 単身世帯の年間総収入・所得金額

単身世帯の場合の給与所得者の年間総収入金額（税控除前金額）又は給与所得者・事業所得者の年間総所得金額（税控除後金額）

区分	①重度障がい者	②障がい者	③その他
給与所得者の年間総収入金額（税控除前金額）	4,387,999 ～ 0	4,223,999 ～ 0	3,887,999 ～ 0
給与所得者・事業所得者の年間総所得金額（税控除後金額）	2,968,000 ～ 0	2,838,000 ～ 0	2,568,000 ～ 0

抽選申込書の書き方

申込書は下記によりペン又はボールペン（消えないもの）で太枠内の必要事項を記入してください。

申込書に不備がある場合は受付できませんので、記入もれ等がないかよく確認して提出してください。

1 記入日

記入日を記入してください。

2 申込者氏名（ふりがな）、生年月日、職業、電話番号及び現住所、裁量世帯

- ① 入居者について、それぞれの欄に必要事項を記入してください。
- ② 現住所について、郵便物の宛先となりますので、アパートの方は〇〇荘〇号、同居中の方は〇〇方まで記入してください。郵便番号、電話番号も忘れずに記入してください。
- ③ 裁量世帯について、高齢者世帯や障がい者世帯など裁量世帯に該当する場合は、P6 で該当する番号を記入してください。

3 入居者及び同居しようとする親族の状況、同居しないが所得税法上扶養している親族

- ① 入居者及び同居しようとする方全員について記入してください。同居しないが、所得税法上扶養している親族の方は、氏名欄の最下部に記入してください。
- ② 婚約者、加古川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の届出者も、氏名、続柄（「婚約者、パートナー、パートナーの子」などと記入する。）、年齢、生年月日、職業を忘れずに記入してください。
- ③ 勤務先の欄で記入すべき事項がない場合は「無職」と記入し、空欄のないようにしてください。
- ④ 親族又は婚約者等で収入がある場合には、本人と同様の要領で記入してください。（収入は合算されます。）
- ⑤ 退職が予定されている場合、「令和〇年〇月退職予定」と記入してください。この場合、収入とみなさない場合があります。
- ⑥ 入居者及び同居しようとする親族又は同居しないが所得税法上扶養している親族に障がい者がいる場合は、備考欄に障害の部位と等級を記入してください。

4 申込み住宅及び駐車場の希望

- ① 複数の住戸を申し込むことができます。複数の住戸を申し込む場合は、申込みを希望する住戸の希望順に1から5までの数字を記入してください。
注1）必ず5まで記入する必要はありません。例えば、申込みを希望する住戸が1戸の場合、希望する住戸に1のみ記入してください。
注2）同一住戸に申込者が複数ある場合は、同一希望順位順に抽選となります。
抽選の際は、裁量世帯が優先選考されます。
- ② 駐車場の希望の有無を○で囲んでください。ただし、南備後住宅の駐車場の台数には限りがあります。使用の許可は入居申込書提出の先着順となります。詳細は「抽選結果のお知らせ」時にお知らせします。
- ③ 車椅子常用者限定住宅及び高齢者等限定住宅には申込要件があります。（P9 参照）

5 現住居の状況

該当する番号を○で囲んでください。その他の場合はカッコ内に記入してください。

6 住宅に困っている理由

該当するものすべてを○で囲み、所要事項を記入してください。

加古川市営住宅（令和8年8月抽選募集）抽選申込書

記入見本

この申込書の記載内容が事実と相違するときは、申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、次のとおり申込みます。
また、申込みについて、入居資格審査に必要な事項に限って調査し、地方税関係情報等について取得することに同意します。

記入日 令和 年 月 日

ふりがな	かこがわ たろう		生年月日	大(昭)平 〇〇 年 1 月 1 日			
氏 名 (入居予定者)	加古川 太郎		職 業	会 社 員		裁量世帯※	②
			電話番号	079(421)2000			
現 住 所	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 ××アパート5号						
入居者とする親族の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	年 齢	勤務先等の所在地及び名称	年間総収入金額	※高齢者世帯や障がい者世帯など、裁量世帯に該当する場合は、P6を参照し、該当する①～⑩の番号を記入ください。
	加古川 太郎	本人	〇〇年1月1日	56	加古川町北在家〇〇加古川株式会社	2,000,000	
	加古川 花子	妻	〇〇年3月21日	52	無職	0	
	加古川 桃	子	〇〇年10月30日	28	加古川町北在家〇〇—〇つづき株式会社	1,500,000	
	加古川 次郎	子	〇〇年6月10日	17	高校2年生	0	
	加古川 マツ	母	〇〇年4月20日	85	障害年金	0	身体1級
養親と同じ法が居る親族い扶けない					退職予定の場合、収入とみなさない場合があります。		

※裁量世帯に該当する場合、P6で該当する①～⑩の番号を記入ください

【注意事項】

- 複数の住戸を申し込むことができます。複数申し込む場合は、希望する住戸の希望順に1～5の数字を記入してください。
注1) 必ず5まで記入する必要はありません。例えば、申込みを希望する住戸が1戸の場合、希望する住戸に1のみ記入してください。
注2) 同一住戸に申込者が複数ある場合は、同一希望順位順に抽選となります。また、裁量世帯は優先的に選考されます。
- 駐車場の使用希望の有無について○で囲んでください。(南備後の駐車場は台数に限りがあります。使用の許可は入居申込書提出の先着順となります。)
- 車椅子常用者限定住宅及び高齢者等限定住宅には申込要件があります。(P9参照)

東神吉住宅		土山住宅																																													
<table><tr><td></td><td>67-1-4-19</td><td rowspan="2">単身可</td></tr><tr><td></td><td>68-2-8-45</td></tr></table>		67-1-4-19	単身可		68-2-8-45		<table><tr><td></td><td>4-301(Mタイプ)</td><td>単身不可</td></tr></table>		4-301(Mタイプ)	単身不可																																					
	67-1-4-19	単身可																																													
	68-2-8-45																																														
	4-301(Mタイプ)	単身不可																																													
※駐車場はありません		尾上林住宅																																													
南備後住宅1号棟		<table><tr><td></td><td>4-105</td><td>単身可 車椅子常用者限定</td></tr></table>			4-105	単身可 車椅子常用者限定																																									
	4-105	単身可 車椅子常用者限定																																													
南備後住宅2号棟		南備後住宅2号棟																																													
<table><tr><td>3</td><td>1-102</td><td rowspan="3">単身可 高齢者等限定</td></tr><tr><td>4</td><td>1-103</td></tr><tr><td>5</td><td>1-202</td></tr><tr><td></td><td>1-302</td><td rowspan="8">単身可</td></tr><tr><td></td><td>1-303</td></tr><tr><td></td><td>1-304</td></tr><tr><td></td><td>1-402</td></tr><tr><td></td><td>1-403</td></tr><tr><td></td><td>1-404</td></tr><tr><td></td><td>1-501</td></tr><tr><td></td><td>1-503</td></tr><tr><td></td><td>1-504</td></tr></table>		3	1-102	単身可 高齢者等限定	4	1-103	5	1-202		1-302	単身可		1-303		1-304		1-402		1-403		1-404		1-501		1-503		1-504	<table><tr><td>2</td><td>2-201</td><td>単身可 高齢者等限定</td></tr><tr><td></td><td>2-401</td><td rowspan="8">単身可</td></tr><tr><td></td><td>2-402</td></tr><tr><td></td><td>2-403</td></tr><tr><td>1</td><td>2-501</td></tr><tr><td></td><td>2-502</td></tr><tr><td></td><td>2-503</td></tr><tr><td></td><td>2-504</td></tr></table>		2	2-201	単身可 高齢者等限定		2-401	単身可		2-402		2-403	1	2-501		2-502		2-503		2-504
3	1-102	単身可 高齢者等限定																																													
4	1-103																																														
5	1-202																																														
	1-302	単身可																																													
	1-303																																														
	1-304																																														
	1-402																																														
	1-403																																														
	1-404																																														
	1-501																																														
	1-503																																														
	1-504																																														
2	2-201	単身可 高齢者等限定																																													
	2-401	単身可																																													
	2-402																																														
	2-403																																														
1	2-501																																														
	2-502																																														
	2-503																																														
	2-504																																														
申込みを希望する住戸の希望順に1から5までの数字を記入してください。必ず5まで記入する必要はありません。			駐車場使用希望(土山・尾上林・南備後住宅のみ)																																												
		有・無																																													
		駐車場の希望の有無を○で囲んでください。																																													
		洗濯機置場兼脱衣所の注意事項(P16)について(南備後住宅のみ)																																													
		確認し、理解した上で申し込みます。																																													
		南備後住宅を申し込まれる方はご確認ください。																																													

現住居の状況	自家 借家 アパート・同居・その他()
住宅に困っている理由	
① 著しく生活上不便である	■狭い □他世帯と同居 □共同炊事 □共同便所 □その他()
② 家賃が高い又は通勤上不便である	■家賃※が高い(80,000 円) □時間がかかる(時間 分) ※共益費や駐車場代を除く
3. 正当な立ち退き要求を受けている	□法律上の立ち退き 立退き時期(年 月 日) □家主が使用 □大修繕
4. 保安上危険又は衛生上有害である	□老朽住宅 □交通が激しい □騒音 □振動 □日照がない □低湿浸水 □煤煙 □ほこり □悪臭 □その他()
5. 住宅以外の建物に住んでいる	□倉庫 □宿直室 □納屋 □仮設住宅 □その他()
6. 婚約中だが住宅がない	婚姻後同居を始める日 年 月 日
7. 離婚予定で住宅がない	離婚予定日 年 月 日 ※□未定(□協議中 □調停中)
8. その他	()